

# 徳島市ネーミング・ライツ制度導入に係る実施方針

## 1 趣旨

この実施方針は、徳島市がネーミング・ライツ制度（施設命名権）を本格的に導入するにあたり、公平・中立性に配慮した適正な導入に資するため、対象施設や募集の方法、相手方となる企業の選定等、制度運用に係る事項について基本的な考え方を示すものである。

## 2 ネーミング・ライツの定義

「ネーミング・ライツ」とは、本市公有施設等にスポンサーとなる企業やブランド、商品等の名称を冠した愛称を付与する権利であり、「施設命名権」と呼ばれるものである。ネーミング・ライツを取得した企業等（以下「パートナー企業」という。）は、施設命名権料を納付することで、契約内容の範囲において、対象施設を広告媒体として活用することが可能となるものである。

## 3 導入の目的

本市としては、本市施設に親しみやすい愛称が付与され、市民の親近感が増すことで、施設利用の促進を図るとともに、パートナー企業からの施設命名権料により、本市自主財源の確保をめざすものである。

パートナー企業としては、公の施設に愛称を付与することで、企業の社会性を高めるとともに、自社又は自社製品等のイメージアップ、販売促進をめざすものである。

## 4 権利の内容

「ネーミング・ライツ」は、本市施設等の名称に、企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利である。あくまでも、愛称を付与する権利であり、対象施設の条例上の名称等、正式名称について変更するものではない。

## 5 対象施設

対象施設は、すべての本市施設を対象とし、詳細な検討の上、導入施設を選定する。また、施設全体ではなく、施設内の個別の建物等、施設の一部を対象とすることも可能とする。

## 6 施設命名権料の設定

他都市における類似施設の施設命名権料や施設の利用者数、広告効果等を勘案し、財政部と協議の上、施設毎に設定する。

## 7 期間

原則として、3年から5年とし、施設毎に希望期間を定めるものとする。なお、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮した適切な期間を設定するものとする。

## 8 愛称

愛称については、市民等の受け入れやすさ、親しみやすさ、呼びやすさを考慮したものとし、契約後はその契約期間内での変更は基本的にできないものとする。

なお、阿波おどり会館、眉山ロープウェイ、ふれあい健康館など、正式名称、愛称を問わず、本市市民に名称が定着しているものについては、公募時に施設所管課において、これらの名称を含んだ愛称とするよう条件を付けることができるものとする。

## 9 パートナー企業の募集

### (1) 募集方法

パートナー企業の募集は、施設所管課が施設毎に実施し、原則公募とする。募集にあたっては、施設の概要や募集条件、申請方法等を記載した募集要項を作成し、本市ホームページへの掲載や報道機関への資料提供等により、幅広く周知を行うものとする。

ただし、更新時において、当初契約書に現パートナー企業の希望により優先交渉権を付与する旨の規定を設けている場合には、公募によることなく現パートナー企業と協議の上、契約更新できるものとする。なお、この優先交渉権の付与、契約更新に際しての施設命名権料等の条件については、募集要項にその概要を必ず明記しておくものとする。

### (2) 募集期間

募集期間は、募集の周知と応募者の書類作成に十分な期間を確保する必要があることから、原則として概ね1か月程度を設定するものとする。

### (3) 応募がなかった場合

募集期間を終了しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度、公募の実施を検討するものとする。

ただし、検討の結果、応募の見込みがないと判断した場合には、募集を中止できるものとする。

### (4) 応募資格

パートナー企業の応募は、次の条件を満たす者とする。ただし、施設の性格や実情等を勘案し、募集要項において、これら以外の事項について規定する場合があるものとする。

- ① 法人であること。
- ② 徳島市民間広告事業実施要綱（平成21年4月1日施行、以下「実施要綱」という。）第5条第2項に規定する業種又は業者にあたらぬこと。
- ③ 実施要綱第5条第3項に規定する広告主等となることができない者にあたらぬこと。
- ④ 市税（法人市民税、固定資産税等）に滞納がないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認めるに足りる相当の理由がないこと

## 10 パートナー企業候補の選定

### (1) 選定委員会の設置

パートナー企業候補の適正な選定のため、次のとおり「徳島市ネーミング・ライツに係るパートナー企業候補選定委員会(以下、「選定委員会」という。)」を設置するものとする。

- ① 手続きの透明性・公平性を確保する観点から、選定委員会の委員については、外部有識者を半数以上の割合とする。
- ② 選定委員会は、応募企業の中からパートナー企業候補として最もふさわしい企業を選定する。契約更新の場合であっても、その契約更新の妥当性を判断するものとする。

### (2) 選定方法

選定委員会においては、次の事項について確認の上、総合的に判

断し、パートナー企業候補の選定を行うものとする。契約更新、応募者が1者のみの場合においても、同様とし、ふさわしい者がいないと判断した場合には、選定を取りやめるものとする。なお、選定基準については、別に定める。

- ① 施設命名権料
- ② 期間
- ③ 愛称の受け入れやすさ、親しみやすさ、呼びやすさ
- ④ 応募企業の状況(経営安定性、応募動機、市民の雇用人数、愛称表示サイン計画)

## 11 契約の締結及び公表

施設所管課は、選定委員会による選定結果をもとに、候補に選定された企業とネーミング・ライツに関する契約締結に向けた詳細な協議を行い、できる限りすみやかに契約を締結するものとする。施設所管課は、パートナー企業との契約を締結した時は、次の項目についてホームページへの掲載や報道機関への情報提供により公表するとともに、全応募者に対し、結果を通知するものとする。

- ① パートナー企業名等（企業名、代表者名、所在地）
- ② 期間
- ③ 施設命名権料
- ④ 施設の愛称名
- ⑤ 愛称使用の開始時期

## 12 施設命名権料の用途

施設命名権料の用途については、施設所管課におけるインセンティブに配慮し、財政面で一定の配慮を行うものとする。

## 13 名称変更に伴う費用の負担

### (1) 愛称表示サイン（看板等）

当該施設の内外や施設に係る敷地内の愛称表示サインの設置については、パートナー企業が費用を負担し、施工するものとする。なお、その施工内容や時期については、施設所管課と協議の上、決定するものとするが、公共施設であることに鑑み、そのデザインは慎

重に検討し、市民に受け入れられるものとする。

また、道路案内標識等他の行政組織との協議が必要な場合には、実質の費用負担はパートナー企業が行うものとするが、施設所管課は前面に立って、道路案内標識変更の実現に向け、他の行政組織と折衝を行い、手続き完了に最善の努力を行うものとする。

## (2) その他費用

名称変更に伴う費用について、契約書に特段の記載のないものについては、パートナー企業の負担とする。また、契約期間終了時等の原状回復についても、パートナー企業が費用を負担の上、本市の定める日までに、施工するものとする。

## 14 契約の解除

パートナー企業の信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合には、本市は契約を解除できるものとし、あらかじめ契約書に定めておくものとする。

## 15 実施方針の適用時期等

この実施方針は、令和4年9月1日から施行し、令和4年9月以降に公募手続きを行う案件から適用する。なお、この実施方針に定めのない事項については、別に定めることとする。また、この実施方針は、ネーミング・ライツ制度の運用状況等を勘案し、適宜見直しを行うこととする。